

資料1 江の島景観地区における広告物の基準

屋外広告物の基準

(法第8条第2項第5号イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項)

江の島特別景観形成地区の屋外広告物の基準は、それぞれの街区毎の基準として次のとおり定めます。

①屋外広告物の景観形成方針

Table with 2 columns: 西町地区・東町地区・山地区 and 臨港地区. Contains guidelines for signage materials and colors.

②屋外広告物の景観形成基準

対象：屋上広告塔、屋上広告板、壁面利用広告物、壁面突出広告物、独立広告塔、独立広告板

Table with 2 columns: 西町地区・東町地区・山地区 and 臨港地区. Contains detailed guidelines for signage shape, materials, and colors.

資料2 金沢市夜間景観形成条例における照明に関する基準

Large table with columns: 地域名, 基準, 自然環境地域, 夜間景観形成基準, 自然景観保全区域, 歴史的景観保全区域, にぎわい景観創出区域. Contains detailed lighting regulations.

備考1. 非常時又は災害時のために必要な屋外照明設備その他法令等で設置が義務付けられている屋外照明設備については、この限りでない。
備考2. 設置時期が限定され、かつ、安全の確保など公共の福祉の増進に寄与すると認められる屋外照明設備又は金沢の魅力を高めると認められる行事等に係る屋外照明設備については、この限りでない。
備考3. 金沢市都市景観審議会の意見を聴き、景観上支障がないと認められる屋外照明設備については、この限りでない。